安心して学習をしていただくために 【TAC パソコンスクール受講前のご案内】

このご案内は、TACパソコンスクール(当パンフレット32・33ページに記載するクーリング・オフ適用対象のコースに限る)に関わる共通のお知らせです。このご案内と当パンフレット36ページの申込規約を併せてお読みください。またお申込み(ご契約)の際には、講座申込書(契約書)内容と併せてご覧ください。

お申込みの前に必ず以下の内容をご熟読ください。

	事業者について			
	名称	ŤÃĆ株式会社		
а	住所·電話番号	住所:東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号 電話番号:03-5276-9804(TAC株式会社 IT講座企画部 パソコンスクール事務局)		
	代表者氏名	代表取締役 多田敏男	代表取締役 多田敏男	
	設立·資本金	設立:1980年12月 資本金:9億4,020万円(2021年3月現在)		
	その他	東京証券取引所第一部上場		
b	提供される役務の内容	容(サービス内容)について		
	概要	パソコン操作技術、IT関連技術、IT関連知識の教授		
	形態	教室クラス、少人数指導クラス、Web通信講座、DVD通信講座、資料通信講座		
С	お支払いについて	お支払いについて		
	入会金・受講料等	入会金(10,000円)と受講料(パンフレットをご覧ください)をいただきます。※入会金不要講座を除く。 当パンフレットの32・33ページをご参照ください。		
	消費税のご負担	入会金・受講料とあわせて消費税をお預かりしています。 (入会金・受講料は全て消費税込みの金額をご提示しております。)		
	お支払時期と方法	 ●現金・デビットカードでのお支払い 入会金・受講料の全額を受講開始日までに前納いただきます。 ●振替・振込でのお支払い 入会金・受講料の全額を受講開始日までに前納いただきます。 ●クレジット・教育ローンでのお支払い お支払時期と方法につきましては、クレジット・教育ローン申込書のお客様控えの記載をご参照ください。 		
	役務の提供期間(受講期間)について			
d	受講期間	当パンフレットの32・33ページをご覧ください。		
e	ご契約について			
	クーリング・オフ について	講座申込書(契約書)を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に受講契約(ただし、受講期間が2ヵ月超かつ各受講契約の総支払額5万円超の場合に限ります)の申込の撤回を行うこと(クーリング・オフという)ができます。詳細につきましては36ページ中赤枠内の「クーリング・オフについて」をご覧ください。		
	中途解約について	クーリング・オフ期間経過後(講座申込書(契約書)を受領した日から起算して8日を経過した後)は、中途解約を行うことができます。お客様から解約の申し出があった日をもって受講契約を終了するものといたします。 ①講座開始日(登録クラス開講日)前の解約 既に支払われた受領済み受講料の全額を返金いたします。ただし、返金処理にかかる銀行振込手数料は、ご負担いただきます。 ※入会金は、初期登録手数料(会員証発行料5,000円、会員登録料5,000円)となりますので、返金の対象とはなりません。 ②講座開始日(登録クラス開講日)以後の解約 講座開始日以後の中途解約につきましては、下記算式のとおり、未受講料相当額から解約手数料として未受講料相当額の20%(上限5万円)を控除した残額を返金いたします。ただし、返金処理にかかる銀行振込手数料は、ご負担いただきます。 <算式> 受講単価=受領済み受講料・受講期間 未受講料相当額=受領済み受講料ー(受講単価×経過月数) 返金額=未受講料相当額ー未受講料相当額~未受講料相当額×20%(上限5万円) ※入会金は、初期登録手数料(会員証発行料5,000円、会員登録料5,000円)となりますので、返金の対象とはなりません。		
	抗弁権の接続	受講契約を中途解約する場合等、TACに対する抗弁事由が生じた場合、お客様は、それ以降のローン・クレジット会社へのお支払を停止することができます。		
	前受金の保全措置	ありません。TACは、東京証券取引所に上場しており、監査を受けた財務諸表をホース 講いただけるよう財務内容を公表しております。	ムページで公開し、お客様に安心して受	

※受講料が50,000円以下、または受講期間が2ヵ月以下の講座は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。詳細につきましては当パンフレット36ページをご確認ください。お問い合わせは、以下までお願いいたします。

TAC株式会社 IT講座企画部 パソコンスクール事務局 ■電話 03-5276-9804 ■メール its@tac-school.co.jp